

# 第7期札幌市子どもの権利委員会

## 第4回委員会

### 会議録

日 時：2024年5月13日（月）午後6時開会  
場 所：大通バスセンタービル2号館 2階 子ども未来局大会議室

## 1. 開　　会

○事務局（石堂子どもの権利推進課長）　それでは、定刻となりましたので、第7期札幌市子どもの権利委員会第4回委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

4月の人事異動により着任し、事務局を担当することになりました子どもの権利推進課長の石堂と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、千葉副委員長、F委員がご欠席されると連絡をいただいております。

続きまして、札幌弁護士会からご就任いただきましたL委員に代わり、新たにK委員にご就任いただいております。

K委員、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○K委員　札幌弁護士会の子どもの権利委員会に所属しております弁護士のKと申します。改めて、よろしくお願いします。

前任のLさんの後任ということで、世代が戻るのですけれども、就任することになりました。

私は、実は、札幌市子どもの権利委員会の第1期の委員を務めておりまして、特に条例の第28条のお互いの違いを認め尊重し合う社会の形成ということで、マイノリティーの子どもたちのことに関してかなり心を碎いて条文をつくったという経験がありました。

ただ、その後のフォローが十分できていたかということが自分の中に残っております、そのような気持ちで、今回、委員を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長）　ありがとうございました。

なお、お手元の名簿につきまして、その他変更等がございましたら、隨時、事務局までお知らせ願います。

本日の会議につきましては、委員数14名のところ、参加委員数12名で、委員数の過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、D委員には、オンラインでご出席いただいております。

オンラインでご出席の委員におかれましては、会議中にご自身が発言される場面以外ではミュートにしていただきますようお願いいたします。ご質問やご意見等がある際は、挙手をしていただき、進行役がご指名いたらミュートを解除してご発言をお願いいたします。

また、途中退席される場合は、チャットでお知らせください。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

まず、子どもの権利救済事務局から、品川代表救済委員でございます。

続きまして、子ども未来局子ども育成部から、佐藤子ども育成部長です。

二渡子ども企画課長です。

引地子どものくらし・若者支援担当課長です。

そして、私は、子どもの権利推進課長の石堂でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、佐藤子ども育成部長は、子どもの権利救済事務局長を、私は、子どもの権利救済事務局次長を兼務しております。

続きまして、児童相談所から、湯谷家庭支援課長でございます。

教育委員会からは、教育課程担当課、児童生徒担当課、教育相談担当課、教職員育成担当課より担当係長の4名が参加しております。

本日の出席の職員の紹介は、以上でございます。

続きまして、本日配付の資料を確認させていただきます。

資料につきましては、郵送にてお送りしておりますが、本日、お手元にお配りしておりますのは3点となりまして、資料1、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和5年度取組状況報告書、資料2-1、令和5年度子どもに関する実態・意識調査結果【概要】、資料3、第4次さっぽろ子ども未来プランの改定について、以上3点となります。お手元にない方はお知らせ願います。

よろしいでしょうか。

それでは、ここからは寺島委員長に議事の進行をお願いいたします。

## 2. 議 事

○寺島委員長 寺島でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の議題は次の3点です。

第1に、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和5年度取組状況報告について、第2に、令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査結果について、第3に、第4次さっぽろ子ども未来プランの改定について、以上の3点でございます。

それでは、まず、1点目の議題の「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和5年度取組状況報告について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、子どもの権利条例に基づく令和5年度の取組状況についてご説明させていただきます。

お手元の資料1、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和5年度取組状況報告書をご覧ください。

報告書の構成は、表紙裏面の目次にありますとおり、1ページから5ページで取組の概要を、6ページ以降で取組の状況を記載しております。

それでは、1ページをご覧ください。

取組の概要からご説明いたします。

まず、子どもの権利の普及・啓発の取組についてです。

白丸一つ目、主な子どもの意見表明・参加の促進の取組としまして、まず、令和5年度

も子ども議会を実施いたしました。

また、市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキを学校などに配付し、計274通の回答が寄せられ、それに対する札幌市の見解を子どもの権利の広報紙に掲載いたしました。

そのほか、札幌市全体の取組としまして、子どもを対象としたパブリックコメントやアンケート、ワークショップも実施いたしました。

白丸二つ目、主な理解促進・意識向上の取組としましては、学校の授業に活用できるパンフレットを配付したことに加え、市内の保育所や幼稚園などに対し、乳幼児保護者向けのリーフレットを配付いたしました。

また、市内3か所において、子どもたちから作品を募集した子どもの権利せんりゅう・ポスター展を開催いたしました。

続きまして、中段の子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況についてです。

推進計画の成果指標の状況は、次期計画策定の前年に実施する子どもと19歳以上の市内在住者を対象とした子どもに関する実態・意識調査により把握しており、令和5年度は、平成30年度以来5年ぶりに調査を実施いたしました。

調査の内容につきましては、後ほど、二つ目の議題で詳しくご説明いたします。

なお、令和2年度から4年度まで実施した子ども・子育てに関する市民アンケート調査については、子どもと子どものいる世帯に限定するなど、一部調査対象に違いがあることから、参考値として捉え、令和5年度は、前回、平成30年度に実施した子どもに関する実態・意識調査の結果と比較しております。

それでは、2ページをご覧ください。

子どもの権利についての認知度ですが、表の下に記載がありますとおり、子どもで上昇したものの、大人全体では低下しており、40代以上では「聞いたことはない」の回答が増えております。

年代別に見ますと、50代から70代の世代では、同居する子どもがいないなど、もともと子どもとの関わりが少なく、コロナ禍によって地域活動が制限されたことで、子どもの権利にも触れる機会が一層少なくなり、認知度を低下させたものと考えております。

一方、19歳から30代では、子どもの権利の「内容もある程度知っている」または「内容を少しだけ知っている」の回答が増加しておりますが、これは平成21年度の条例施行後に進めてきた子どもに向けた理解促進の取組によって認識が浸透し、大人になってもつながっている結果として表れていると考えております。

次に、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合ですが、3ページ冒頭に記載のありますとおり、子どもは横ばい、大人は低下しております。

大人全般で「わからない」の回答が増えておりますが、これは認知度の低下と同様、同居の子どもがいない、地域の子どもと関わりがないなど、身近に子どもがいないことに加え、コロナ禍によって子どもと接する機会が減少したことにより「わからない」との回答

が増えたものと考えております。

次に、自分のことが好きだと思う子どもの割合については、表の下に記載がありますとおり、数値が前回平成30年度より低下しております。自己肯定感については、年齢や家庭環境など、様々な事柄に影響されるものではあるものの、コロナ禍により子どもたちの様々な活動が制限されたことも自尊感情の低下に影響を及ぼしている可能性もあると考えられます。

これらを踏まえて、今後の取組として、まとめの欄の中段に記載のありますとおり、令和6年度は子どもや保護者に向けた理解促進の取組を引き続き実施するとともに、子どもと関わりのない市民も含め、様々な機会を捉えた普及啓発により一層取り組み、広く子どもの権利の認識を広められるよう努めていきます。

また、いじめ・虐待などの権利侵害は決して許さず、ヤングケアラー、子どもの貧困などの社会課題にも、子どもの救済活動の充実を図りながら、組織全体を挙げて取り組み、子どもを権利侵害から守っていきます。

そして、様々な機会において子どもが成功体験等を感じ、自己肯定感を高められるよう、子どもの体験や参加の機会を確保していくとともに、こども基本法も踏まえ、全庁における子どもの意見反映の取組のさらなる促進を図り、より一層、子どもの権利が大切にされるこどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

そして、次期推進計画の策定に当たっては、今回の実態・意識調査の結果を踏まえ、今後の子どもの権利に関する施策の方向性や取組について検討してまいります。

次に、4ページをご覧ください。

子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターの取組についてです。

説明に当たりまして、本日、ご出席をいただいております品川代表救済委員にご説明をいただきます。

品川代表救済委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員） 私からは、子どもアシストセンターの活動状況報告について、簡単に説明させていただきます。

皆様もご存じだとは思いますが、子どもアシストセンターは、権利侵害に悩み苦しむ子どもに関わる相談から実際の救済までを行う機関でございます。行政から独立した第三者機関として、相談や救済の申立ての中で、必要であれば、調整として関係機関に働きかけを行っています。

当センターには、子どもやその保護者などから、日々、様々な相談が寄せられます。私たちは、相談者の子どものいは保護者の思いを受け止めて、寄り添い、共に考えながら、子どもが次のステップを踏めるように助言、支援をしております。

それでは、令和5年度の子どもアシストセンターの取組についてご説明させていただきます。

先ほどの資料の取組状況報告書の4ページをご覧ください。

最初に、白丸の1番目でございます。

相談件数については、実件数、つまり相談者数が1, 144件で、前年度に比べて0.7%増えております。

他方で、延べ人数、つまり1人の方が複数回相談を寄せられることがございますので、総相談件数が3, 238件で、前年度と比べて19.7%増えております。

続いて、白丸の2番目の「調整活動」の件数につきましては、24件の案件について実施しております。そのうちの11件は、学校が調整先でした。

資料に記載はございませんが、内容といたしましては、友人関係や教師との関係、不登校、精神不安など、様々なものがありました。

調整活動は、責任の追及ということではなく、当事者同士の前向きな対話ができるようについて、何よりも子どもの置かれた状況が改善に向かうことを願って、つなぐための支援を行っております。

続いて、白丸の3番目の救済の申立てについては、令和5年度はございませんでした。

以上の活動実績につきましては、資料22ページ以降に、数値などを詳しいものを掲載させていただいております。

最後に、白丸の4番目の新たな広報活動等といたしましては、令和4年度に、夏休み、冬休みの期間終了時に行ったLINE広告を、令和5年度は春休みにも配信したほか、中高生がよく利用しておりますTikTokの広告を夏、秋、冬に配信するなど、SNSを活用し、幅広い層に向けて年間を通して切れ目のない広報に努めました。

今後もアシストセンターをより多くの子どもたちと保護者の方に知っていただいて、悩みなどがあれば相談していただけるよう、効果的な広報活動を行っていきたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 品川代表救済委員、ありがとうございました。

続きまして、5ページをご覧ください。

子どもの権利に関する教育委員会の取組についてです。

教育委員会では、教職員研修や札幌市「人間尊重の教育」推進事業を実施するのと合わせまして、学校教育全体の中で子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ、不登校への対応などを通じて、子どもの安心と学びのための環境づくりを進めました。

教職員向け研修としましては、教職員が権利条例についての理解を深められるよう、新任管理職研修や1年次研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、ピアサポートに関連した研修を行いました。

なお、実際の研修では、子ども未来局の職員も講師を務めるなど、教育委員会と子ども未来局が連携して取組を進めました。

1枚おめくりください。

次に、取組の状況について、6ページ以降に詳しく記載しておりますが、その中から主な取組について、何点かご紹介いたします。

まず、8ページをご覧ください。

(3) の①ですが、こども家庭庁が推進することもまんなか社会の実現に向けた取組に賛同し、令和5年9月30日に開催された職業体験イベント「ミニさっぽろ2023」において、出展・協賛企業とともに、こどもまんなか応援センターとなることを宣言しました。

また、②ですが、令和6年1月22日に、「こどもまんなか社会の実現のために～親も子も共育ち」をテーマとし、北海道とともに、こども家庭庁の共催によりシンポジウムを開催いたしました。

さらに、9ページの冒頭の③ですが、子ども連れの方や妊娠中の方に優しい取組をこどもファスト・トラックに類似したものと捉え、その取組及び各施設のおむつ替えスペースや授乳室の状況についてまとめ、ホームページで公開いたしました。

次に、2枚おめくりください。

12ページには、子ども議会について記載しております。

これは、子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通じて、市政への子どもの参加及び意見表明の機会とする取組です。

令和5年度は、「共生社会」を題材に、子ども議員自ら設定した五つのテーマについて、関連する部局の市職員から市の現状などを学んだ上で話し合いを重ねました。全体の進行は専門のファシリテーターが行いましたが、テーマごとに分かれたグループの話し合いのサポートは、事前に研修を受けた高校生、大学生のユースファシリテーターが行いました。

子ども議員は、市や市民ができることなどについて意見をまとめ、市長に直接報告いたしました。

次に、13ページ中段、③に、市政やまちづくりへの子どもの参加と意見表明の機会の促進について記載しております。

札幌市では、子どもを対象としたパブリックコメントやワークショップなどを実施し、まちづくりへの子どもの参加や市政に子どもの意見を反映する取組を推進しております。

令和5年度は、こども基本法の施行に伴い、子どもの意見表明に必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務づけられたことから、より一層の充実化を図るため、全庁に向けて通知を発出し、取組を促進いたしました。

主な取組の例としましては、市長と語ろう！サッポロスマイルトークキッズや、NEX T水道ビジョンワークショップが実施されました。

次に、15ページをご覧ください。

多様な体験機会の場の充実として、①子どもの体験活動の場の支援や、②プレーパーク事業の推進、③子どものまち「ミニさっぽろ」など、子どもが成功体験を通じ、自己肯定

感を高められるような取組について記載しております。

次に、17ページをご覧ください。

下段、②に、いじめを防止し、子どもを守るための取組に充実について記載しております。

教育委員会の取組として、国のいじめの防止等のための基本的な方針及び札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の趣旨等を踏まえ、平成28年6月に策定した札幌市いじめの防止等のための基本的な方針について、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会から令和3年におけるいじめの重大事態についての提言を受け、法の基本理念に基づき、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図ることを目指して、方針の改定を検討いたしました。

「学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは『しない・させない・許さない』を徹底」をいじめ防止のビジョンに掲げ、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく連携を図り、いじめ防止に取り組んでいくとし、さらに、提言を踏まえたいじめの見直しなどを防ぐ組織的な対応やICTを活用した児童生徒のSOSの早期発見、早期対応などの新たな取組を加え、令和6年4月に改正いたしました。

次に、20ページをご覧ください。

中段、④には、病気等を抱える子どもの居場所づくりに向けた取組として、こどもホスピスづくり活動支援について記載しております。

命を脅かす病気や障がいを抱える子どもとその家族が安心して遊んだり学んだりできる居場所、こどもホスピスづくりに取り組む民間団体等の活動に対する支援の輪を広げるため、市民を対象にこどもホスピスパネル展を開催いたしました。その際、こどもホスピスづくり活動を進めている団体が主催するイベントを北海道とともに後援するなど、現在進められている活動の後押しも行いました。

次に、2枚おめくりください。

24ページ下段、②ですが、児童相談体制の強化に向けた取組として、専門的相談支援体制を強化するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員や、警察との連携強化のため相互に職員の派遣を行うなど、第3次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる取組を計画的に実施しております。

また、令和3年7月1日より、特定任期付職員として常勤弁護士を配置しており、令和7年度からは親権者等の同意を得られない一時保護開始に係る司法審査が導入されるため、児童相談所における法的対応体制をさらに強化していくところです。

なお、同プランに基づき、整備を進めている（仮称）第二児童相談所については、令和5年度から工事を開始しており、令和7年度中の開設に向けて準備を加速しております。

次に、①ヤングケアラー支援に向けた取組についてですが、主なものとして、令和5年4月より、ヤングケアラーワークのほか、その家族や関係する職員、地域関係者等から広くヤングケアラーに関する相談に応じるための専門相談の窓口を設置しております。

また、26ページ中ほどに、ヤングケアラー支援研修について掲載しておりますが、これはヤングケアラーの早期発見・把握等の支援体制の強化を目的としているもので、令和5年度は、教員向け研修や各区民児協研修などを実施するとともに、関係職員向けの外部研修も実施いたしました。

この外部研修については、北海道と連携し、全3回実施しております。

以上、令和5年度取組状況報告書の説明につきまして、今後の取組についてのご意見などございましたら、ぜひお願ひいたします。

なお、この報告書については、ご意見などをいただいたあと、市長への説明ののち、札幌市議会の文教委員会に報告する予定となっております。

私からの説明は、以上でございます。

○寺島委員長 それでは、意見交換に移らせていただきます。

ご質問を含めて、ご意見のある方はお願ひいたします。

○H委員 札幌市主任児童委員連絡会の副代表幹事を務めていますHと申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、3点ご質問させていただきたいと思っています。

一つ目は、私たち子どもの権利委員にも郵送されている子どもの権利の啓発用のポスター、壁に貼れるような大きなポスターがあるのですけれども、それはこの資料の中のどこに位置づけられているのかと、どういうところに配付されているのかについてお伺いさせていただきたいと思います。

それから、二つ目は、札幌市はフリースクールに対して補助金を出しているということで、フリースクールのことが出ていました。私が知る限り、北海道内では札幌市だけが補助金を支出している自治体であると認識しています。この資料では、12団体と書かれていますけれども、私が知っている情報では、フリースクールに対する補助金については、在籍している人数、フリースクールを利用している人数に応じて、その補助金の金額を決めるというような形で配分していると認識していますが、フリースクール12団体で大体どのくらいの在籍者というのでしょうか、利用されている子どもについて、分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。また、違うなら違うとご指摘をいただきたいと思います。

それから、三つ目は、児童相談所の事業で、一番最後の30ページに活動指標ということで、令和2年度から令和5年度までの数値、人数や件数が出ているのですけれども、オレンジリボン地域協力員は、私たち主任児童委員も全員そうなっています。これは、令和4年度と令和5年度で同じ数値になっていますが、何か意味があるのかをお聞きしたいと思います。

以上、3点です。よろしくお願ひいたします。

○寺島委員長 それでは、今の3点について、事務局からご説明をいただけますでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） まず、1点目の子どもの権利推進ポスターについて、私からお答えいたします。

記載については、こちらの取組状況報告書の7ページの（2）の①子どもの権利せんりゅう・ポスター展の一環でやっております。

また、配付先につきましては、市内の学校や保育園、児童会館等でございます。

○事務局（引地子どもの暮らし・若者支援担当課長） 私からは、フリースクールに対する補助金への質問について、今、細かい数字を持ち合わせていないので、お答えできる範囲でご説明させていただきます。

札幌市でフリースクールの補助をさせていただいておりまして、まだ集計中でございますけれども、昨年度の決算ベースでは12団体に対して補助を行っているところです。

少し要件がございまして、大まかに申しますと、NPO法人であることや、20人まで、50人までなど、在籍している児童の人数に応じて区分が幾つかございまして、その人数に応じて補助をさせていただいているいます。

内容といたしましては、指導体制の充実ということで、新たに職員の方を任用して学びの環境を充実する場合に対する補助、それから、教材などの環境整備に係るお金に対して補助をして、学びの環境を充実させていただいているところでございます。

それで、先ほどあった補助対象の児童が全部で何人いるかについては、今、細かい数字を持ち合わせておりませんので、後日、確認の上、ご回答させていただきたいと思います。

○事務局（大道企画担当係長） 児童相談所地域連携課の大道と申します。

3点目のオレンジリボンの地域協力員の昨年度の実績数は、まだ集計途中でございまして、一旦、令和4年度の1万9,441人という数字を入れております。集計途中ではありますが、令和5年12月末の段階で2万641人という数字になっております。

○H委員 できれば、調整中など、何か言葉を入れていただくとよかったですのではないかとお伝えいたします。

○寺島委員長 仮の数字が入っているということですね。

○事務局（大道企画担当係長） はい。

○寺島委員長 分かりました。

ほかに、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

○K委員 まず、要望からですが、本当はLさんから引き継ぐべきだったのかもしれません、その時間がなかった関係で、私は、1回目から3回目までの資料をいただいているので、それを送っていただきたいのが1点です。

それから、質問と意見が混じってしまうのですけれども、一つ目が4ページの子どもアシストセンターの関係です。

救済の申立ては令和5年度はなしと書いてあるのですが、過去に何件ぐらいあったのかとその概要的なものを、今までなくて結構ですので、教えていただきたいです。

それから、戻りまして、2ページや3ページに関わり、2ページの上の子どもの権利に

についての認知度の表で、子どもの3人に1人ぐらいが「内容はわからない」と答えていますが、これは数字が大きく動いていないと想像するのです。啓発はいろいろな形で一生懸命やっていただいていると思うのですけれども、それでも、内容についての浸透度が、世代もどんどん変わっていくこともあるかもしれません、一方で、上の世代が分かっていないと考えると、どういうふうに浸透度をはかっているのか。啓発は、フィードバックが必要だと思うのですけれども、子どもたちが啓発資料を見て、どういうふうに感じたり、こういうところが足りないのでないか、やり方はこうしたほうがいいというアイデアをどうやって聞いていらっしゃるのかが二つ目のご質問です。

関連して、3ページですけれども、自分のことが好きだと思う子どもの割合は、コロナ禍の影響もあってと書かれていて、もちろん、それもゼロではないと思うのですが、恐らく、子どもの自己肯定感が低いというのは日本の特徴として全国的に言われているところだと思うのです。やはり、次の計画にも関わってくると思うのですけれども、これをどういう工夫をしながら上げようとしているのか、このまとめだけでは十分理解できなかつたので、教えてください。

次に、4ページの一番下の子どもアシストセンターの新たな広報活動等というところで、T i k T o k 等のS N Sとあります。私は、T i k T o kを見ていないので、どういう内容の広報かを教えていただきたいと思います。

それから、12ページの子ども議会の関係です。ファシリテーターも入ってかなりグループディスカッションをした上でまとめたものに関して市長に報告したということですけれども、その報告した後、どういうふうにしていくのか、していっているのかのフィードバックがどうなっているのかを伺いたいと思いました。

あとは、1ページに戻りまして、5年ぶりに調査を実施されているということですが、このスパンが5年だと状況が結構変わるとと思うのです。かなりエネルギーを使うので、大変だろうとはもちろん思うのですけれども、もう少しスパンを短くされたことはあるのかと、今後どういうふうに考えていらっしゃるのかを伺いたいと思います。

○寺島委員長 6点ぐらいあったのですが、一つ目の資料についてのご要望を含めて、事務局からご回答をいただけますでしょうか。

○事務局(石堂子どもの権利推進課長) 1回目から3回目の資料につきましては、後日、個別にお送りしたいと思います。

○寺島委員長 二つ目以降のご質問、ご意見についてお答えいただけますか。

○事務局(品川代表子どもの権利救済委員) 私から、アシストセンターに関するものをお答えいたします。

救済申立てがこれまで何件あったかにつきましては、平成21年から令和4年までの14年間で、合わせて大体20件あります。

ただし、例えば、平成27年、28年、29年は0件ですけれども、平成25年には5件あるなど、ばらつきがございます。

また、救済を申し立てた場合も、調査をする場合と全くしない場合、あるいは、取り下げる場合がございます。

調査をしないというのは、アシストセンターは個人の救済となっていますので、例えば、団体、学校全体に対する苦情となると、個人ではないので、それは救済の申立てにならないというようなことがございます。

詳しくは、実は、アシストセンターは、毎年、活動状況報告書というものがありまして、これまでどんな救済があって、大体何回ぐらい対応したのかというようなことが書いてあります。例えば、平成30年には3件の救済申立てがあって、その中には暴力行為に関する事と申立てがあったのですが、これは、調査などの回数が38回と非常に多くなっていましたが、申立ての趣旨が実現したと判断して終結しています。

そのように、一律ではないのですけれども、申立ての方に納得していただける、あるいは、これは対象にならないというものをある程度ご理解いただきながら進めております。

○K委員 調査を行って勧告まで行ったケースは何件ございますか。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員） 勧告まで行ったケースはございません。

あとは、TikTokはどんな広報かということですけれども、TikTokは短い動画で中高生の方の踊りなどが次々出てくるのですが、その次々出てくるところに、子どもアシストセンターは何時から何時まで受付だから連絡してねというものが載っています。

ただし、全ての方が見られるわけではないです。というのは、年齢制限をして配信しておりますので、私の年齢では見られませんが、中高生の方は見られます。あとは、地域も札幌市内で、例えば、九州の方がご覧になっても相談対象にならないことがあって、ピンポイントで配信しています。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 先ほど質問がございました子どもアシストセンター以外のものですけれども、委員がおっしゃっていた子どもの意見を聞くということは、子ども家庭庁でも重要な考え方でございます。

まず、一つ目の啓発につきましては、いろいろな配付物を配っていますが、子どもの受け止めつきましては、今、直接それについてのアンケートを取っていないのですが、実際に、チラシや名刺サイズのカードを見て、アシストセンターに電話をかけてきており、相談件数が増加しておりますので、フィードバックといいますか、認知は上がってきてることが分かります。

二つ目の子ども議会が市長に意見を伝えて、それなりになっているのではないですかということにつきましては、報告の機会を大事にしつつ、実際に共生社会につきましては、札幌市全体の施策の中で活用されているものもあります。例えば、昨年度、令和5年度につきましては、各区役所のロビーに、バリアフリーといいますか、小さいお子さんなど、いろいろな方が使えるような多様性のある椅子に変えるといった札幌市全体の施策の中に生かされているものはあります。

あとは、先ほどの自分のことが好きだと思う子どもの割合は、コロナ禍であるという理

由もあるけれども、実際に、今後どうやってやっていくのかにつきましては、15ページにありましたように、成功体験の積み重ねで、小さなことでもできたということを通して、自分が認められたという自己肯定感、承認欲求を高めていきたいと考えております。

最後に、アンケート期間が5年では長いのではないかというお話がございましたが、プランの前年に5年ごとの大きな調査はしているのですけれども、それ以外にも令和2年から令和4年まで毎年、対象規模は小さくなるのですが、子ども・子育てに関するアンケート調査をしておりまして、これも一つの参考として使用しているところでございます。

○K委員 関連ですが、今、子ども議会の提案を実際に実現したという例を伺ったのではありませんが、子どもたちへのフィードバックの仕方で、逆に、子どもたちがそういう啓発を見てどう感じたかというフィードバックの仕方として、アンケートは実施していないけれども、相談件数に反映しているというお答えだったと思います。アンケートなどをやるときに、少し感想を書いてもらうなど、何かフィードバックする仕組みがないのかという趣旨の質問をさせていただいたつもりでしたが、その点はどうですか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 現時点においては、直接的にフィードバックをするようなものはないので、今後検討していきたいと思います。

○K委員 意見としては、ぜひそこは具体的に仕組みをつくってほしいと率直に思うところです。

○寺島委員長 ほかはいかがでしょうか。

○D委員 公募のDです。よろしくお願ひします。

資料の17ページの教育支援センターについて質問があります。

こちらは、娘が不登校で、札幌の小学校の不登校の児童を抱えるご家庭の方の集まりに個人的に参加していたのですけれども、そこで話題になって、こんなものがあるとほかのお母さんを通して知りました。驚いたことに、ほかのお母さん方で知っている方が12人中1人だけで、学校からのあっせんがなかったのです。

今日、この資料にあったので、札幌市のウェブサイトからアクセスして、どういう形で支援を受けられるのかを見ていたら、学校を通して申し込むとありましたが、実際に、娘が通っていた学校では、そういったあっせんがありませんでした。

ここで、令和元年から5年度までの登録児童数が出ていますけれども、これは不登校児童全体の何割ぐらいのお子さんがここに登録されていて、実際にここに関わるように学校からのあっせんがどの区でもうまく進んでいるのか、その状況などを教えていただきたいと思いました。

また、ここに書いてある仲間と関わりながら学習や体験的な活動、また、そのサテライトというものはこちらのウェブサイトでは情報が見つからなかつたので、教えていただきたいと思います。一つは、仲間と関わり合うことが難しいお子さんに対して、実際に仲間と関わり合いながらというのが、聞いた話だと、そこに通所して授業のようなもの、学習に参加するというようなものが行われているようですけれども、実際にどうやって仲間と

関わるかの工夫がされているか、また、このサテライトで体験的な活動がどんなもののか興味を持ったのですが、ほかに情報がなかったので、教えていただけると幸いです。よろしくお願ひいたします。

○寺島委員長 事務局から回答をいただけますか。

○事務局（村上教育相談担当係長） 札幌市教育委員会の教育相談担当課の村上と申します。よろしくお願ひいたします。

1点目の教育支援センターの通所生の割合が何%ぐらいかと言いますと、大体、4, 800名の不登校児童生徒に対しての334名ですので、10%にも満たない状況になっております。

ただ、こちらは、学校外の施設になっております。学校の中では、相談支援パートナーというものが有償ボランティアで配置されておりまして、そちらに関わった人数は上に表記がございますが、令和5年度実績で2, 287名となっております。

全ての方が教育支援センターにつながるという状況ではございませんので、数として多いのか少ないのかというのは、今、私たちでは評価が難しいところではございますが、10区あっての6施設でございますので、施設が未設置区もございます。その中で考えますと、6施設で334名、主に中学生の方が多い状況になっております。

2点目の学校からのあっせんの状況は、不登校状況のお子様の学校との関わりの状況、それから、学校では、それぞれの背景によって、全てのお子さんに直ちに支援センターはどうですかという話がしづらい状況にあると想像しております。何でかと言いますと、学校につながっている状況が続いているにもかかわらず、学校外の施設をご案内することは学校としてはしづらい状況かなと感じるところです。

ただ、担任の先生がその状況に全て合っているお子さんを全てご案内できているかというと、これはなかなかうまくいっていない状況も当然ございます。それは、学校の先生が支援センターにつないだことがなくて、どのようにつないでいいのかを分かっていない状況もございまして、つなげていない状況もありますし、分かってはいるのですけれども、今は学校につながっている状況があるので、学校とのつながりを大切にしていこうと考えられている状況もあるかなとも思います。さらに、状況としてうまくいっていないところは、このような考えをご家庭、学校が共有できていないため、うまくいかないということが起きているかなと思います。

ですから、支援センターのことを知っているかもしれませんし、知らないかもしれませんけれども、学校の先生とも共有いただきながら、どの段階になったらつないでいくのかも情報共有されるのがよろしいのかなと思ったところです。

それから、3点目、サテライトに関わっては、今、ホームページ上では探知できなかつたというお話ですけれども、サテライトは中学生を対象としておりますので、全市的にこちらをご案内している状況ではございません。今年度から実施しておりますけれども、サテライト機能は、先ほど未設置区と言いましたが、厚別区、清田区、東区、手稲区の4区

で、今まで支援センターに行きたかったけれども、遠くて通えない状況のお子さんの掘り起こし的な感じで、アウトリーチ的な機能を支援センターに持たせてみた場合、どのような状況になるかということで準備を進めていたところでございます。

週2回、それから、二、三時間という短時間の関わりになりますため、指導員の数も十分おりませんので、貸室をお借りして行っている都合上、中学生を主な対象として行っているところです。

お子さん同士の関わりが苦手なお子さんへの関わり方の工夫ですけれども、やはりお子さんが得意とするところや興味を示すものについてのアプローチを進めていく状況にあります。最初からこの集団に入りなさいよということもなかなか難しいことでございますが、私たちは個別のプログラムを組んで行っている施設ではなくて小集団に向けたプログラムとなりますので、そこはご理解いただきながらということになります。

最後に、サテライトでの体験的な活動のご質問がありましたが、こちらは様々なことを企画しております。今年度は、5月13日を皮切りに始まったばかりではございますが、ものづくりや軽運動、主に卓球などがほとんどの施設で行われます。

ただ、これも来たお子さんの状況によりますので、私たちが最初にこのようなプログラムを組みたいなと思っていても、例えば、カードゲームやお話をしてもその時間が終わってしまう場合も当然ございます。そこから次に関係性が太くなつていったときに、ものづくりをやってみたり、絵を描いている方もいらっしゃったり、それから、本を読んで活動を終えられる方もいます。だから、そこに教員がいて授業が行われるわけではございませんが、そのようなプログラムを今は企画して運営しているところでございます。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○A委員 では、何点か、質問や内容の確認をさせていただきたいと思います。

まず、12ページの子ども議会ですが、共生社会ということで公募で選ばれた子ども議員の方25名程度にご参加いただいていると思うのですけれども、このテーマが五つぐらいあるうち、例えば、当事者性の高いお子さんがいたのかどうか、当事者の声が中に入る余地があったのかどうかを1点確認させていただければと思いました。

もう一点は、お願いになるのですが、15ページの子どもの体験活動の場の支援ということで、ゴールデンウイークや夏休み、冬休みといった機会も含めて体験の機会が出てくると思うのですけれども、その機会を設ける際に、ぜひ障がいのある子たちに向けての配慮の余地を残して参加しやすい状況を、例えば、きょうだいでの参加機会の再分配があればいいのかなと思いました。

あとは、17ページのスクールカウンセラーについて、この説明文章ですと、全ての市立学校にスクールカウンセラーを配置ということですが、これは何名ぐらいの配置なのか、人数の確認をさせていただければと思います。

最後に、20ページのこともホスピスづくり活動支援の表現で、「障がいを抱える子どもとその家族が」となっているのですけれども、今、「抱える」という表現は共感性が得

られるかもしれないのですけれども、それと同時に、いろいろなイメージを引きずってきてしまうので、「障がいがある」といった表現に変えていただけだと、私的にもいいかなと思っていますので、ご検討よろしくお願ひいたします。

○寺島委員長 ご意見と質問をそれぞれ4点にわたっていただきましたけれども、事務局からご回答をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 私から、12ページの子ども議会について、当事者がいたのかどうかという点につきましては、今すぐには分からぬので、確認の上、お答えしたいと思います。

2点目の15ページのゴールデンウイーク、夏休み、冬休み等の開催時期や、障がいのある方の参加機会も広くということにつきましては、みなさんが参加しやすくなるよう引き続き検討していきたいと思います。

20ページのこどもホスピスの文言につきましては、おっしゃるように、障がいのあるというふうに修正させていただきたいと思います。

○寺島委員長 スクールカウンセラーについてはいかがですか。

○事務局（高橋児童生徒担当係長） 教育委員会児童生徒担当課の高橋と申します。

私は、スクールカウンセラーの人数についてお答えさせていただきます。

スクールカウンセラーの人数は、毎年、少し変動があるところですが、大体100名前後で推移しております。その人数は、毎年の採用によって変動があるのですけれども、札幌市には学校が300校ちょっとあるのですが、1名が複数校に行って対応しているような状況で、毎年、人数に変動はありますが、どの学校にも必ず担当のスクールカウンセラーがいる状況を毎年つくっております。

○寺島委員長 ほかの方からいかがでしょうか。

○I 委員 Iです。お願いします。

A委員の質問にありました子ども議会について、私はサポートのファシリテーターとして参加していたので、当事者の方が参加していたのかに少し答えられると思います。

25名のうち、1人だけバギーに乗っている方がいらっしゃって、その方はバリアフリーのテーマについて、自分の経験を基にいろいろ議論をしていらっしゃいました。そのほかは、共生社会というテーマについての講義の中から自分がやりたいと思ったテーマを探していた感じだったので、当事者という感じはあまりしなかったです。

それから、これは質問になるのですけれども、4ページに子どもアシストセンターの相談件数があると思うのですが、30ページにも子どもアシストセンターの相談件数の表がありまして、令和5年度の値が、4ページのグラフでは1,144件になっているのに対して、30ページのグラフでは1,692件になっているのは、4ページのグラフはLINEではないということですか、それについてお答えいただきたいです。

あとは、同じところで、延べ件数、総相談件数が増えているのですけれども、それは増えているということに対してどうお考えなのかが聞きたかったです。

○寺島委員長 これはいかがでしょうか。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員） 最初の質問は、令和5年度の相談件数の3,238件のことです。

○I委員 実件数の1,144件のほうです。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員） 1,144件が、30ページのグラフだと1,692件になっているということですね。

最初は実件数ですけれども、30ページの子どもアシストセンター「LINE」相談件数の1,692件は、延べ件数になっています。

○I委員 4ページは、実際にアシストセンターにお越しいただいた相談件数ですか。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員） これは、実際にアシストセンターにお越しいただいた数も、LINEも、電話も、メールも、全て含まれている件数になります。

○I委員 LINEは1人から何回来てもということですか。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員） そのとおりです。延べ件数は、1人が何回もカウントされることになるのです。ですので、LINEは、例えば、お一人の方から今日来て、あしたも来たら、2件となるので、数が多くなります。

○I委員 LINEの相談は、一つの相談内容が終わるまでで1件ですか。日をまたいで同じ相談内容だったら1件とカウントするのですか。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員） いえ、その日に来たのが1件です。それで相談が終わりますねといったら、それで1件ですけれども、例えば、午前中に来て、午後も来たら、それはまた別の1件となります。

LINEは、一つのLINE相談で結構長く続くのです。それで、今日、これがありましたと終わるわけではなくて、こうこうでこうなのです、それはどうですかという何度もやり取りをして、それは1件です。例えば、その日の夕方に、実はほかにも相談があっていいですかという場合もあるのです。そういう場合は、新たにまた1件となっています。ですから、LINEの延べ数がすごく多くなるというのは、お一人の方から複数相談いただいているということで多くなっています。

もう一点の相談が多くなっているのはどう読みますかということは、一つは、やはりLINE相談を始めてから相談件数はすごく多くなってきているので、相談のしやすさがあるのかなと思います。それに合わせて、広報も、先ほど申し上げたように、年々いろいろな広報を多くしていったり、それから、広報の時期も考えて、例えば、夏休み明けで、そろそろ学校が始まるけれども、ちょっと嫌だなと思う子を見てもらえるような時期に学校にカードを配ることが相談件数の多さにあるのかなと思っています。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○K委員 さっきのI委員に関わってですが、相談件数のカウントの仕方がよく分からぬのです。午前中にLINEのやり取りがありました、仮に、夕方に、同じことだけれども、またLINEで続きがあるということもゼロではないのかなと思うのですけれども、

それはもう2件になるのですか、あるいは、日をまたぐと2件になるのですか。

○事務局（品川代表子どもの権利救済委員）　これはLINEのシステムにもよるのですが、相談がありますとぼんと入りまして、相談員がそれに対応します。相談がこれで終了しますといって、その方がLINEを閉じたら、それはそれでもう1件です。それから、夕方でなくとも、数時間後に入ってきたとしても、それはまた新たな1件として相談がありますと来ます。つまり、一般的なLINEと同じで、それで閉じたら次となります。

○寺島委員長　ほかにございませんか。

○I委員　5ページの教職員向け講習のお話で、研修の対象となっているのが初任段階の教職員の方と書いてあるのですけれども、私は、学校に行っている中で、新任の方ではなくて何年も勤めていらっしゃる方のほうがこういう新しい知識や認識を得ることが必要だと思うのです。初任の方を対象としているのはどういう意図があってなのか、聞きたかったです。

○寺島委員長　いかがでしょうか。

○事務局（横内研修担当係長）　教職員育成担当課の横内と申します。

当課で、いろいろな研修の企画を立てて実施して運営しております。

初任段階というのは、1年次というのは法定研修で法律で決まっている研修ですので、まずはここで必ずみんな受けさせていただくところで、こう書き表しています。

そのほか、札幌市では、2年次研修、5年次研修、中堅教諭といって10年前後の方対象の法定研修、あとは、15年研修というふうに、教員人生が終わるまでいろいろな研修の機会があるのですが、生徒理解に対する研修は受けない研修がないようにカテゴリーで分けて、必ずここは一つ取ってくださいねというふうにして取っています。ですので、ご自分たちのニーズもあるのですが、必ず生徒理解に関する研修を受けていただくのは、実はどの経年研修でもやっています。

ここで細かく表せていないのですが、それはやっております。

○寺島委員長　ほかにございませんか。

○M委員　17ページのスクールカウンセラーについて質問があります。

まず、中等教育学校の年間の実数が異様に高いのは何か理由があるのかなと思ったのが1点です。

それから、私が中学生のときにスクールカウンセラーの先生に相談する機会を設けてもらった立場だったので分かるのですが、相談者がいる時間もありますが、いない時間もありますよね。その相談者がいない時間の割合、スクールカウンセラーの先生がそれぞれの学校に滞在してくれている時間の中で、どれくらいの割合で生徒と一緒にお話をしても心を楽にしているのかは分かるのでしょうか。スクールカウンセラーの先生方がいる時間をフルで使っているのだったら、もう少し人数を増やしたほうがより多くの生徒の話が聞けるのかなと思うし、逆に、全然利用していない学校があるのならすごく利用する学校と少し

差をつけて配属していただくことが可能なのかを聞きたいです。

○寺島委員長 お願いいたします。

○事務局（高橋児童生徒担当係長） まず最初に、中等教育学校の560時間は、前期課程、後期課程で1名ずつということで、280時間足す280時間で560時間となっております。

2点目のスクールカウンセラーが相談している割合について、今それが手元にあるわけではないのですけれども、実は、学校によって差があります。こうやって時間数も決まっているものですから、例えば、子どもの数によっても相談件数が様々であったりします。

では、相談していない時間はどうしているかというと、例えば、教員に研修もすることになっているので、教員向けの研修を行っていたり、また、スクールカウンセラーのほうからクラスを回っていったりしている学校もあります。あとは、子どもたちだけではなくて、保護者への相談もしているので、そういう相談も受けています。

心理の専門家になるので、やはり心理の面で学校の中で様々な仕事を行うようにして、限られた時間ではあるのですけれども、使っている状況になっております。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○J委員 札幌市PTA協議会のJです。よろしくお願ひいたします。

先ほどのI委員のご質問に関連するのですが、教員向けの子どもの権利に関する教育委員会の取組の教員向けの研修に関して、こちらは幼稚園から高校まで教育機関がありまして、高校の教師も対象になっているかと思いますが、その中で、私立の学校の教員は対象になっているのでしょうか。

○寺島委員長 ご回答をお願いいたします。

○事務局（横内研修担当係長） 私立の高校の教員は対象になっておりません。

ちえりあで行う研修や、札幌市教育委員会が配信している動画研修は、一つのデータにまとめられて研修案内という形で送られているのですが、それは私立の高等学校に配付しておりません。

先ほど言った経年研修は幼稚園の先生方も受けるので、私立の幼稚園教諭も受けることはあるのですが、今のところ、私立の高等学校は受けられる環境になっていないです。

○J委員 追加で質問ですが、札幌市には、私立の中学校、高校、中高一貫学校もあるので、教育を受ける選択肢があります。ただ、同じ札幌市で教育を受けているのに、公立の先生はそういう研修の機会があるのですけれども、私立の先生に対してはないということですね。

私は、保護者として自分の子どもを通わせる中で、私立の先生にもそういったところを学んでほしいと思うような経験があったのですが、札幌市としては、私立の先生にもそういう機会をということは考えないところなのでしょうか。公立に限ってというのは札幌市の考えでしょうか。

○事務局（横内研修担当係長） 私立は所管ではないのです。

また、道立高校もありますが、所管ではないので、また、別になります。

ただ、今年度から、教員研修履歴システムと言いまして、札幌市だけではなく全国で受けたいいろいろな研修の履歴を残すというシステムが入りました。今、システムが入りたてで、現場はいろいろ試行錯誤しているのですが、実は、それでいろいろな研修が検索できて、ほかの自治体の研修で受けられるものもあるのです。ですので、先生方は、非常に研修を受けやすい環境にはなっているかなと思います。

あとは、NITSという動画で研修講座を配信している機関もありますので、そういうような研修もいろいろなところでかなり活用されているようです。NITSも毎年いろいろな研修講座を更新していますので、そういうものを活用されている学校がありますし、札幌市でも、NITSにこういうものがありますと受講講座の選択肢の中に入れています。ですので、機会としては全国的に受けやすい環境になっています。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○K委員 今、いろいろな質問が出た中で、気づいた点を少しだけ申し上げます。

やはり、私学も含めて学校の先生たちがどういう研修を受けているのか、基礎データ的なものがもう少しあつたらいいなと思ったのが一つです。

それから、スクールカウンセラーの実情に関して、やはりこのパーセンテージ、時間だけではイメージが湧きづらいので、もう少し基礎データがあつたらいいなと思いました。

あわせて、札幌市で不登校の子どもたちと考えたときに、どういう数字を把握しているのかも欲しいと思います。

それから、さっきの20ページのこどもホスピスの関係の命を脅かす病気や障がいがある子もいるというところで、ここもデータはなかなか取りにくいくらいのかもしれませんけれども、基礎調査をやっておられるかなと思うので、どれくらいの数なり、実際に今の対応がどうなのかという調査をされているのであれば、その資料もあったほうがいいなと思ったので、お伝えしておきたいです。

○寺島委員長 初めにお伝えいたしましたように、3点の議題がありまして、現在、まだ1点目なので、そろそろよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 それでは、ここで、5分間休憩を取りたいと思います。

[ 休 憩 ]

○寺島委員長 時間となりましたので、再開したいと思います。

前半は、令和5年度取組状況報告についてご審議をいただきました。

続きまして、2点目、3点目の議題が残っております。予定では20時終了でござりますけれども、大分活発な議論がなされておりますので、少し時間が延びるかと思います。

おおむね20時15分頃の終了をめどに進めさせていただきたいと思いますので、ご協

力いただけますようお願い申し上げます。

それでは、2点目の議題、令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査結果について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査結果についてご説明いたします。

こちらのご説明につきましては、先ほどの取組状況報告書のバックデータになりますので、よろしくお願ひいたします。

札幌市では、昨年度、平成30年度以来、5年ぶりに札幌市子どもに関する実態・意識調査結果を実施いたしました。

調査の実施に当たりましては、皆様にご審議いただき、12月に調査を実施し、3月に調査結果がまとまりました。その結果につきましては、調査結果報告書として取りまとめ、委員の皆様には郵送にてお送りしておりますが、200ページ以上とボリュームが多いことから、本日は、その概要をまとめた資料2-1、令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査結果【概要】にてご説明いたします。

まず、1ページ目は、調査概要についてです。

ページ数は、資料の右上に記載しておりますので、ご確認ください。

札幌市では、子どもが安心して暮らし、健やかに成長をするまちを目指して、子どもの権利条例を制定し、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に進めるために、第3次子どもの権利に関する推進計画を策定しておりますが、本調査は、現計画の検証や次期計画策定に向けた施策検討の基礎資料とするために実施したものです。

めくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。

まず、回答者の状況ですが、上段が子ども、下段が大人の結果となっており、それぞれ円グラフのとおり、子ども、大人ともに、幅広い年代から回答がありました。

下段右の棒グラフは、大人に同居の子どもの有無を聞いた結果であり、全体の約70%の人が「同居する18歳未満の子どもはない」と回答しています。

次に、3ページをご覧ください。

地域の人たちとの関わりについて、子どもに聞いた結果です。

左のグラフ、地域との関わりでは、下から2番目の「関わりはない」と回答した子どもは約15%となっており、多くの子どもは何かしら地域との関わりがあると回答しております。

続いて、右下の表は、子どもを対象とした参加や環境について聞いた調査結果を抜粋したものです。

このうち、キ、地域や近所とのつながりの項目については、表の上の図にありますとおり、平成30年度の当初値47.8%から、令和5年度は57.0%に上昇しております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらは、地域の子どもとの関わりについて、大人に聞いた結果です。

約半数の大人が地域の子どもと「関わりはない」と回答しています。その理由としては、「関わる機会がない」「身近に子どもがいない」との回答が大半を占めています。

次に、5ページをご覧ください。

子どもの参加・意見表明の機会について、子どもに聞いた結果です。

子どもの参加については、自然、文化、スポーツ体験は機会も多く、比較的足りているが、職業体験や社会体験、ボランティア活動の機会は十分ではないとの傾向となりました。

また、意見表明の機会につきましては、家庭や学校における意見表明の機会は比較的あるが、地域や札幌市政については「機会はない」や「特に言いたいことはない」の割合が高い結果となりました。

次に、6ページをご覧ください。

子どもの意見を聞く機会等について、大人に聞いた結果です。

約4割が子どもの意見を聞いていると回答しているものの、約1割が聞くことができないと回答しています。聞くことができていない理由としては、「子どもが自分の気持ちや意見を言うことが少ないから」の割合が高くなっています。

次に、7ページをご覧ください。ここから9ページまでは、自分自身のことについて、子どもに聞いた結果です。

7ページの上の円グラフでは、毎日が充実していて楽しいと回答した子どもは83.3%、下の円グラフでは、自分のことを理解してくれる人がいると回答した子どもは86.4%と、いずれも8割を超えており、高い割合を示しております。

次に、8ページをご覧ください。

右上の図に記載しておりますとおり、自分のことが好きだと思う子どもの割合は、令和5年度は62.4%と、低くはないものの、前回、平成30年度の調査からは低下しています。

次に、9ページをご覧ください。

上の円グラフに記載のとおり、自分には様々な可能性があると思うと回答した子どもは69.0%でした。また、下の円グラフに記載のとおり、自分という存在を大切に思えると回答した子どもは73.2%でした。

次に、10ページをご覧ください。

悩みや困り事の相談相手について、子どもに聞いた結果です。

右上の説明にありますとおり、「相談できる人はいない」との回答は約2%で、子どもの多くは相談できる環境にある一方、誰にも相談しないと回答した子どもも一定数おり、その理由は、「相談しても状況が変わらないと思う」「悩みを理解してもらえないと思う」が上位となっております。

次に、11ページをご覧ください。

子どもから相談を受けた経験について、大人に聞いた結果です。

大人の約36%が子どもからの相談を受けた経験があり、その多くは自分の子どもから

の相談ですが、仕事で関わる子どもや地域の子どもからの相談も相当数あるとの回答でした。

その相談への対応方法としましては、「じっくり話を聞いた」の割合が高くなっていますが、「対応方法についてアドバイスをした」や「学校など関係機関と連携した」など、直接的な支援を行った回答も多くありました。

一方、少數ですが、相談先や連絡先が分からなかつたや何もできなかつたという回答も見られました。

次に、12ページをご覧ください。

子どもアシストセンターの認知度について、子どもに聞いた結果です。

右上に記載のとおり、約半数の子どもがアシストセンターを知っていると回答しており、10歳から12歳より、13歳から18歳のほうが認知度は高くなっています。

また、どのような相談機関であれば相談したいかを聞いたところ、「どんな話でも聞いて受け止めてくれる」や、「解決方法を一緒に考えててくれる」といった寄り添い型の相談対応と、「匿名（自分の名前を知られずに）で相談できる」といった回答が多くありました。

次に、13ページをご覧ください。

子どもの権利の認知度について、子どもに聞いた結果です。

左の円グラフに記載のとおり、聞いたことがあるという回答は65.2%でした。これは、右上の図に記載のとおり、前回、平成30年度の調査結果である61.4%から上昇しています。

また、その下には、「子どもの権利」を何で知ったかについて記載しておりますが、「学校の授業や先生の話」や「学校で配られたパンフレットやチラシ」が高い割合を示しています。これは、小学4年生と中学1年生に対して学校の授業で活用できるパンフレットを配付するなど、継続的な普及啓発を実施しており、一定の成果が表れたものと考えております。

次に、14ページをご覧ください。

子どもの権利の認知度について、大人に聞いた結果です。

約半数の大人が聞いたことがあると回答したもの、前回の調査結果からは低下しています。年代別では、19歳から20代、30代の若年層について、また、状況別では同居する子どもがいる人や地域の子どもと関わりがある人において、聞いたことがある割合が高くなっています。特に、地域の子どもとの関わりの有無により、認知度の差は顕著なものとなっております。

次に、15ページをご覧ください。

大切にしてほしい権利について、大人と子どもそれぞれに聞いた結果です。

子ども、大人ともに、上位二つは共通しており、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守されること」となっております。

次に、16ページをご覧ください。

子どもの権利が大切にされているかについて、子どもに聞いた結果です。

右上の図に記載のとおり、大切にされていると思う人の割合は63.8%と、前回、平成30年度の調査と同じ数値となっております。

最後に、17ページをご覧ください。

子どもの権利が大切にされているかについて、大人に聞いた結果です。

円グラフに記載のとおり、大切にされていると思う人の割合は37.6%と、前回調査から低下しております。また、「わからない」の回答が半数近くを占めていますが、これはもともと身近に子どもがいないことに加え、コロナ禍によって子どもと接する機会が減少したことにより、「わからない」の回答が増えたものと考えられます。

私からの説明は、以上となります。

○寺島委員長 それでは、意見交換に移りたいと思います。

ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

○H委員 今回と5年前とで調査が違ったのは、ウェブアンケートを併用してやるということだと思います。調査手法が違ったということですが、このウェブでの調査はどのくらいの割合になったのかは、いただいた資料の中ではよく分かりませんでしたので、ウェブでやった効果がどのくらいあったのかをお聞きしたいのが1点です。

それから、もう一つは、この委員会でのこれまでの議論の中で、設問項目をどうするかはかなり議論をしてきたと思います。その中で、いじめやひきこもりという文言を入れるかどうかはいろいろと賛否があったと思っているのですけれども、本編の105ページを見ると、子どもに関する社会的問題において関心のあるものでは、「いじめ・人間関係のトラブルなど」が最も多くて、「不登校・ひきこもりなど」は27.3%と3割弱を占めており、やはりこの文言を消さなくてよかったですと私は思うのですが、この辺りの見解はどう思われているのかをお聞きしたいと思います。

○寺島委員長 それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 一つ目のウェブの回答の件数については、全体の13%となっております。

○H委員 年代別ではなく、全体としてということですか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 全体の中では、小学生が13%、中高生が14%、大人が11%、全体で13%という割合になっております。

二つ目の質問ですが、もう一度確認させていただいてよろしいですか。

○H委員 本編の105ページにも載っていると思うのですけれども、「いじめ・人間関係のトラブルなど」が最も多く数値として示されていますし、それから、「不登校・ひきこもりなど」についても3割弱となっているので、調査結果から文言として削らなかったのはよかったですというふうに言えるかどうかということについて、見解をお聞きしたいので、ご質問させていただきます。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） おっしゃるとおり、「いじめ・人間関係のトラブル」が最も多いので、結果として、文言は削らなくて正解といいますか、明確な結果が出てきますので、よかったです。

○寺島委員長 ほかの方からご意見はいかがですか。

○C 委員 公募のCです。

簡単に二つほどお伺いします。

調査期間が12月11日から26日というのが短かったのか、長かったというお話が出たのかどうかということと、ウェブの13%はもう少し伸びたのか、伸びなかつたのかというお話が出たのか、あとは、各項目のところの成果指標で、令和6年度の目標値が設定されているのですけれども、ばらつきがあるのは何か理由があつて設定されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○寺島委員長 今の質問についてご回答をいただけますか。

今の質問の1点目ですが、例えば、回収した自由回答の中に、調査期間がもっと長ければよかったのにというご意見や反応があったかどうかという趣旨のご質問でよろしいですか。

○C 委員 はい。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 前回、平成30年度は、12月18日から31年1月11日、約1か月弱の調査をしたときの回収率につきましては32.5%で、今回、2週間ぐらいですけれども、回収率については34.6%となっておりますので、期間については、特段、短すぎて集まらなかつたということはなかつたと思います。

目標値につきましては、平成30年度の際に定めたものでして、指標ごとに当初値に比較して目標とすべき数値を設定しておりますので、そういう形になっております。

○C 委員 目標値と令和5年度で大分差があるというか……。

○H 委員 差があるというのは高過ぎるということですか。

○C 委員 これは、一般の方は、このぐらいの回答数を目標としていますということは特に目にされないのでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 調査をする時点では、目標値を提示しておりませんが、プランの中で個別の目標値は出ておりますので、目にはすることは可能になります。

○C 委員 令和5年度の結果で、令和6年度に立てている目標値にすごく近い分野もあれば、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は37.6%に対して、目標値が65.0%ですから、働きかけが必要なのかどうかなと感じました。

○寺島委員長 ほかはいかがでしょうか。

○B 委員 膨大な調査をまとめていただいて、すごく大変だったと思います。ありがとうございます。

今のことにも関わると思うのですけれども、今回、回答した年齢が50歳から59歳とか70歳以上を合わせると50%以上になつていますが、平成30年度はどうだったのか

なと思いました。その方たちの年代だと、身近に子どもがいない方たちが多くなってしまうのかなと思うので、そうなると、子どもの権利について、よく分かっていなかったり、関わりのない方たちが多い状況になってしまっているので、平成30年度はどうなっているのかと、対象がちょっとどうかなという気がしました。

○H委員 ランダムサンプルですからね。

○B委員 そうですね。

○H委員 今の質問に関して1点だけ言うと、本編の123ページの自由記述に次のような文言が書かれていました。

「私は30歳になりましたが、子どもをもつ余裕はなく、子どもを安全して育てられる社会ではない」ということで、実は、若い人の中にも、子どもを持てない、子どもがいない人たちも含んでいると押さえることができるのでないかと思いました。

○寺島委員長 事務局からいかがでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） まず、平成30年度の調査の結果ですが、年齢につきましては、50歳から69歳まで全体の40.6%になっております。

また、平成30年度の50歳以上全部を合計しますと、57.6%となっております。

○H委員 ランダムサンプリングではなくて、若い世代を抽出して収集するようにしないと難しいかなと思います。

○I委員 ただ、若い世代の方だと、質問の量をもっと少なくしないと回答してくれないと思います。

○H委員 自由記述を全部読ませていただきますと、よく分からなかったけれども、今回の調査で勉強になりましたというコメントもありました。住民基本台帳から無作為に抽出して配っているものですから、こればかりはやむを得ないのかなと私は判断したところです。

ただ、自由記述の中にも、30代の人でも、子どもを持てない、子どもはない、本当はつくりたいけれども、つくれない、こういう声もあるということです。これは、やはり真摯に受け止めが必要かなと思います。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○K委員 1点目が6ページのところで、これは質問がこうなっていたから仕方がないと思いますが、子どもの意見に関するところで、大人に聞いた問11では、どういう場面での考え方を言うかという質問があって、問12は、機会を限定せずにすごく広い質問になっています。答えが出ている中で恐縮ですけれども、どういうことで質問を抽象化したのかが分からなかったので、今でなくていいので教えてください。

次に、15ページの大切にしてほしい権利で、子どもと大人を比較していただいて、①②③と挙げていただいたのはよかったですけれども、ほかのところも結構大事なところで、パーセンテージもかなり高いものがありますので、この辺りの分析ももう少ししてほしいなと思いました。質問としてはなぜしなかったかとなるのですが、分析をしていただ

きたいという要望です。

○寺島委員長 1点目をもう一回おっしゃっていただいてもよろしいですか。

○K委員 6ページの子どもの意見を聞く機会について、どういう場面でという限定をしない質問になっているので、質問を限定しなかったのはどういう理由だったのかなと思いました。

○寺島委員長 質問項目については、この委員会でも一通り整理した経緯があるので、その記録を精査することになると思います。

ご意見を伺ったということで、また、そのご意見に対して、次回以降、事務局から補足で説明をしていただくことでもよろしいでしょうか。

○K委員 分かりました。

○寺島委員長 申し訳ございませんが、その点については、次回以降とさせていただきます。

ほかにございませんか。

○I委員 報告書に自由記述がたくさんありますて、これは大人や子どもからいい意見がたくさんあったと思うのですが、これをどう活用していくのかを聞きたかったです。

それから、私が気になった自由記述が一つありますて、34ページの上から四つ目の四角ですけれども、10歳の子どもの方から、3歳の子どものほうが優先されてしまう、それは10歳の子の権利が侵害されているのではないかという意見がありました。権利と権利のぶつかりについて、市としてどういうふうに考えているのかを聞きたかったです。

○寺島委員長 重たいご質問ですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 自由意見につきましては、今後のプランを策定する際に組み入れていきたいと考えております。

先ほどの3歳と10歳の権利と権利のぶつかり合いは、その状況で違うと思いますけれども、お互いの落としどころではないですが、どっちか一方が権利を優先されるのではなく、両方とも権利が守られるような形になると望ましいと思っております。

○I委員 それを子どもの権利全体に適用させてほしいです。子どもの権利だけではなく、大人の権利も守ってあげたらいいなと思います。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 それでは、令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査結果についての議論はここまでとさせていただきます。

先ほどK委員からご質問がありました点は、次回、事務局からご説明をいただきたいと思います。

○H委員 これは全部単純集計ですから、クロス集計をしてみて、そこで差が出てくるようなものを抽出してみるとどうにしてみたらいいかがでしょうか。そうしたほうがK委員が言われた15ページの差も明確化されていくというか、より具体的に分かってくるのではな

いかと思います。

○寺島委員長 それも含めてご検討いただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、最後の議案に移らせていただきます。

第4次さっぽろ子ども未来プランの改定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、第4次さっぽろ子ども未来プランの改定についてご説明いたします。

札幌市では、子どもが安心して暮らし、健やかに成長するまちを目指して、子どもの権利条例を制定し、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に進めるために、第3次子どもの権利に関する推進計画を策定しています。この計画は、子ども施策を総合的、計画的に推進するための計画である第4次さっぽろ子ども未来プランに包含されており、当該計画期間は令和6年度までであることから、今年度は次期計画を策定する必要があります。

本日は、次期計画の全体の方向性についてご報告いたします。

それでは、資料3をご覧ください。

まず、1、第4次さっぽろ子ども未来プラン改定の必要性についてです。

さきにもお伝えしましたとおり、第4次さっぽろ子ども未来プランは、計画期間を令和2年度から5年間としており、令和6年度をもって満了となるため、次の計画である（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランを策定する必要があります。

なお、以降の説明では、第4次さっぽろ子ども未来プランを現計画、（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランを次期計画と表現させていただきます。

次に、2、国の動きについてご説明いたします。

初めに、こども基本法についてです。

こども基本法は、全ての子どもが権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的として施行されました。

こども基本法では、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の意見表明機会と社会参画機会の確保などが定められており、また、子ども施策の策定等に当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるよう、国や地方自治体に義務づけています。

また、国に対し、こども大綱の策定義務を、地方自治体に対して、こども大綱の内容を勘案した自治体子ども計画策定の努力義務を定めています。

続きまして、こども大綱についてご説明します。

こども大綱は、子ども施策を総合的に推進するために、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもので、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱が束ねられ一元化されており、国、地方自治体に対し、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策を進めていくことを求める内容となっております。

こども大綱では、全ての子ども・若者が自立した個人として健やかに成長することができ、その権利の養護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができることもまんなか社会を目指すと掲げています。ここから、こども大綱は、子ども・若者が権利の主体であるという子どもの権利の理念が根幹となっていることが分かります。

また、子ども・若者の権利保障や組織横断的な官民連携の重視など、子ども施策に関する基本的な方針を定めています。

次のページになりますが、子ども施策に関する重要事項を、ライフステージという視点に基づき、3分類にまとめており、①ライフステージを通じた重要事項として、資料に記載している項目など七つの事項を、②ライフステージ別の重要事項として三つの事項を、③子育て当事者への支援に関する重要事項として四つの事項をそれぞれ定めています。

次に、3、現計画の概要について、図をご覧ください。

現計画は、基本理念を、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」としており、四つの基本的な視点に立って基本目標を定めています。

この四つの基本目標のうち、基本目標①子どもの権利を大切にする環境の充実は、子どもの権利に関する推進計画と位置づけており、札幌市子どもの権利委員会を中心となって計画づくりに当たっております。

また、基本目標②から④については、子ども・子育て支援に関する事項を所掌する附属機関の子ども・子育て会議が中心となって計画づくりに当たっております。

図の下の部分、現計画の考え方ですが、子どもの権利の尊重の下で、子どもを社会の一員として尊重し、子どもの育ちや子育てへの環境をより一層充実させていくという考え方に基づいております。そのため、現計画と、さきに説明したこども大綱と照らし合わせると、子どもの権利を全体の通底理念としている点や切れ目のない支援を行うという視点、組織横断的な連携により社会全体で子ども・子育て世帯を支えるという視点などが共通していることから、現計画は、こども大綱の考え方を先んじて形にした計画と考えております。

次期計画においても、子どもの権利を主軸に、こども大綱の内容を踏まえながら、体系の組立てを行ってまいります。

次に、3ページをご覧ください。

4、こども基本法等を踏まえた計画の位置づけ及び計画期間についてです。

現計画及び次期計画の位置づけについて、中ほどのイメージ図をご覧ください。

現計画の位置づけを図のグレー色の枠で示しております。

現計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画と、子どもの権利に関する推進計画と、市町村行動計画を合わせた計画です。これが次期計画となりますと、青色の枠で示したとおり、新たにこども基本法に基づく市町村子ども計画として位置づけることとするため、こども大綱の内容を勘案して策定いたします。

そのため、本市の次期計画においても、子どもに関する計画を束ね、一体的に子ども施

策を推進するため、札幌市子どもの貧困対策計画及び札幌市ひとり親家庭等自立促進計画を新たに統合するものとします。これにより、子どもの貧困対策、ひとり親家庭等に対する支援を含め、本市における子ども・子育て施策を子どもの権利を通底する理念として一體的、総合的に推進することができると考えております。

図の下の部分に移りますが、次期計画については、札幌市まちづくり戦略ビジョンの方向性を踏まえ、子ども施策分野の個別計画と位置づけるとともに、計画期間については、社会情勢の変化や子ども・子育て支援法にて5年を1期とする事業計画を定めるものとされていますことを踏まえ、次期計画も2025年度から2029年度までの5年間といたします。

最後に、4ページをご覧ください。

#### 5、改定の想定スケジュールについてです。

この表は、次期計画全体の改定スケジュールを表しておりますが、このうち、子どもの権利に関する推進計画の該当部分に関しましては、子どもの権利委員会においてご審議いただきます。そのため、令和6年度は、合計4回の子どもの権利委員会の開催を予定しておりますので、ご多忙のところを大変恐縮でございますが、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上となります。

○寺島委員長 今後のスケジュールですが、今日の段階では、こういうプランの改定をする年度に当たっているということをご説明いただいて、皆さんと理解、認識を共有していくことによろしいですよね。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） はい。

○寺島委員長 別途、素案の検討を9月以降の会議でなされるということでよろしいでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） はい、次回の委員会で検討を予定しております。

○寺島委員長 それでは、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいいたします。

○H委員 この検討は、この子どもの権利委員会だけができるのか、ほかの委員会でも検討されるのかをご質問させていただきたいと思います。

○寺島委員長 ご説明をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 私がこの子ども未来プランに関する総括を担当しておりますので、回答させていただきます。

先ほど説明した資料の2ページ目をご覧いただきたいと思います。

第4次さっぽろ子ども未来プランの改定に当たって、現計画は、基本目標①から④がございますけれども、子どもの権利に関する推進計画は①になります。こちらにつきましては、子どもの権利委員会が中心になってご検討いただく内容になっております。

現計画の①から④に該当する内容は、矢印の下にございますけれども、札幌市子ども・子育て会議という別の審議会がございまして、こちらで最終的には議論をさせていただき

たいと考えております。

○H委員 各々で意見交換をして全体をまとめるというふうに理解してよろしいですか。

○事務局（二渡子ども企画課長） そうですね。

こちらの子どもの権利委員会で議論していただいた内容を踏まえ、札幌市子ども・子育て会議の議論を経て、最終的な計画としてまとめていくという流れになります。

○K委員 H委員の質問の関連ですが、具体的な意見交換の場を設定されるのでしょうかという趣旨も含まれていると思うのですけれども、そこはされるという前提ですか。

○事務局（二渡子ども企画課長） 子どもの権利委員会と子ども・子育て会議の意見交換は、特に予定しておりません。

○H委員 それはやらないですよね。

ただ、私は、これまで別の委員会でも同じものがでていることを確認しているのです。ですから、今回もほかの委員会でも諮られて意見を述べて、そして、それをまとめて出すという形になるのかなと思ったのですから、その確認のためのご質問でした。

○事務局（二渡子ども企画課長） おっしゃるとおりでございます。

○寺島委員長 ほかに、ご質問はございませんか。

○K委員 時間がタイトになると想定されるので、リアルでの意見交換会がどこまでできるのかはあるかもしれないのですが、全体の中身も含めばらばらにならないほうがいいと思うので、ウェブでもいいですし、個別のテーマによってということでもいいので、意見交換ができればいいのではと思ったのが1点です。

それから、これは結構大きな計画ですから、子ども会議との関係も、頭出しというか、リアルでのやり取りまでは難しいのかもしれないですけれども、そこでのすり合わせも経ていただきたいと思いました。

○寺島委員長 ほかにご意見、ご質問はいかがでしょうか。

○H委員 3ページにあるピラミッドの図ですけれども、分かりづらいというか、まちづくり戦略ビジョンとまちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023は別物ですよね。これは重なっているという意味ですか。一番土台にあるのは札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023かなと思ったのですが、いかがですか。

○事務局（二渡子ども企画課長） こちらのピラミッドの一番上にございます札幌市まちづくり戦略ビジョンが札幌市全体の総合計画という位置づけになりまして、こちらは10年の計画になります。それに基づきまして、より個別の具体的な行動計画を定めたのが、その下にございますアクションプランでございます。こちらは、直近で、昨年策定したものになりますけれども、5年間の計画と位置づけております。

○H委員 アクションプランそのものはその前の段階もありまして、たしか2019だったのではないかと思いますが、その続きになるのですね。

○事務局（二渡子ども企画課長） そういうことになります。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 では、第4次さっぽろ子ども未来プランの改定についての意見交換は、これで終わります。

ここで、本日予定していました議題は終了いたしました。

全体を通して、何かご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 議事運営に不手際がありまして、時間が超過してしまいましたこと、申し訳ございません。

それでは、本日の委員会はこれで終了となりますので、事務局にお戻しいたします。

### 3. 閉　　会

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 寺島委員長、ありがとうございました。

本日の子どもの権利委員会は、以上をもって終了となります。

次回の委員会は、本日、頭出ししました第4次さっぽろ子ども未来プランの改定に関する素案に加え、ユニバーサル推進室が所管する（仮称）共生社会推進条例の骨子案に関する報告及び意見聴取としまして、9月頃に開催を予定しております。

開催に当たりましては、改めて皆様のご都合などを確認の上、ご案内いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

以　　上